

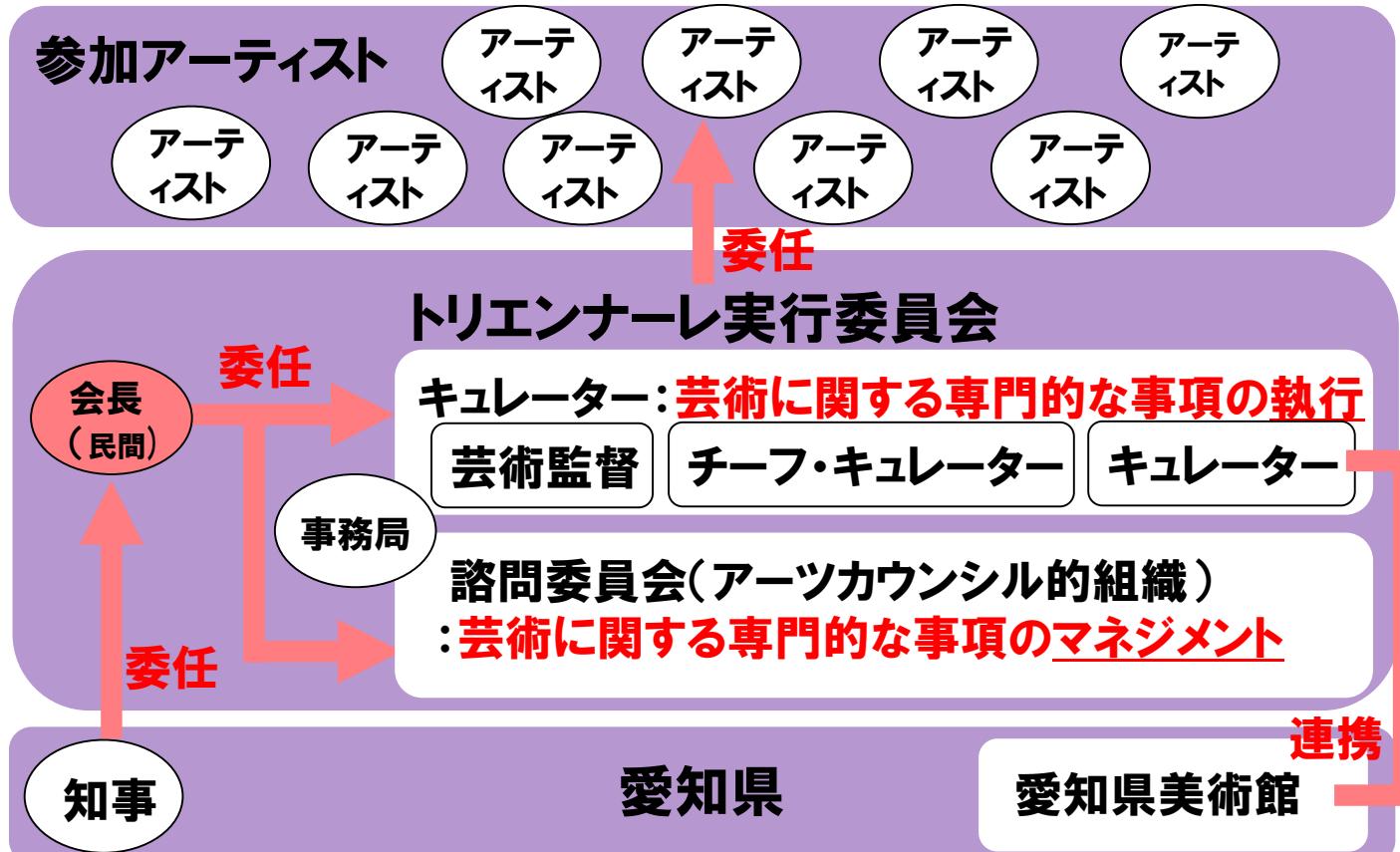
トリエンナーレ (アート・プロジェクト) におけるアームズ・レンジスの原則について

2019年9月25日

文化政策研究者
太下 義之

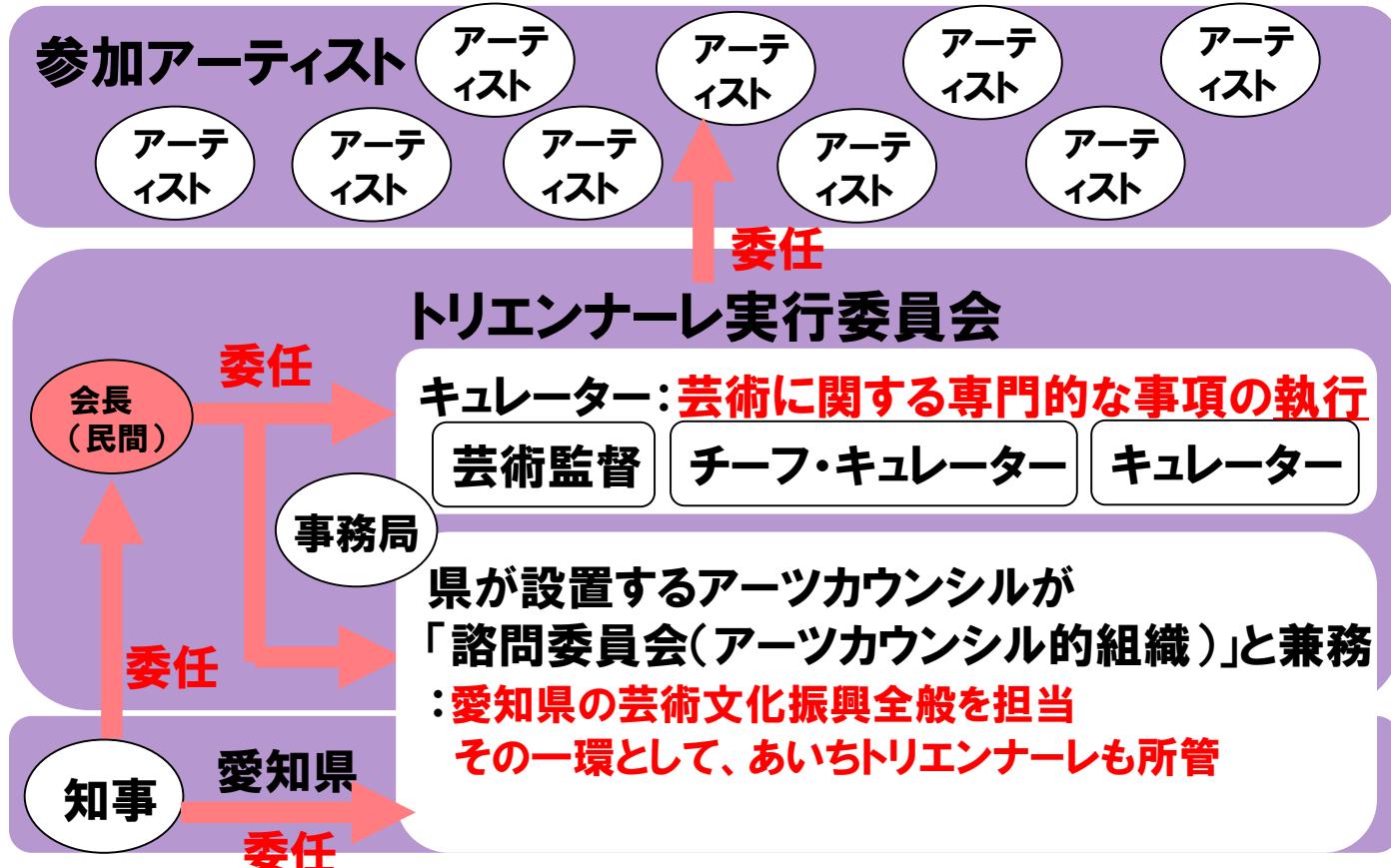
「あいちトリエンナーレ」の理想的なマネジメント構造

A案：実行委員会に「諮問委員会(アーツカウンシル的組織)」を設置

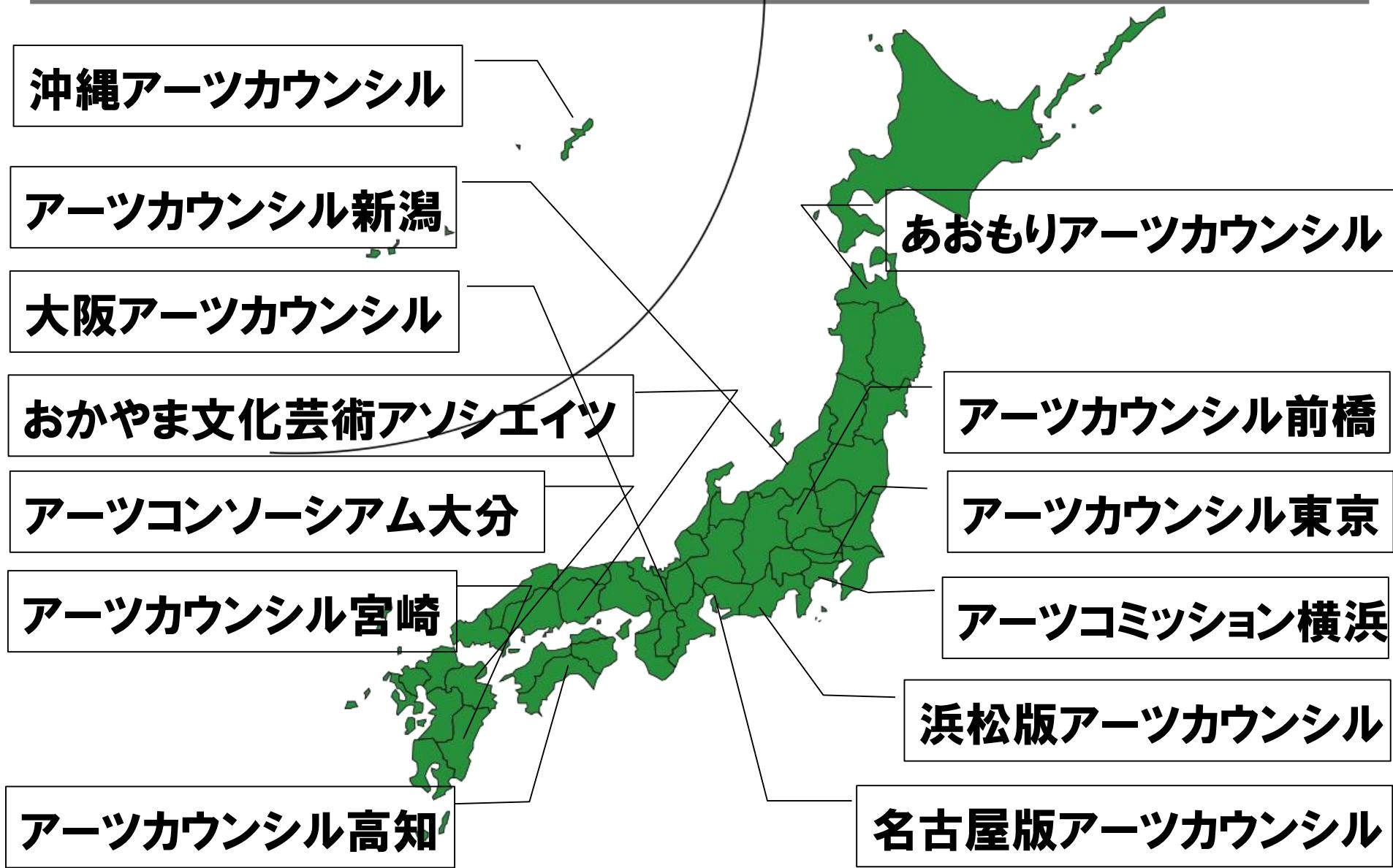


「あいちトリエンナーレ」の理想的なマネジメント構造

B案：「諮問委員会」と県設置の「アーツカウンシル」を兼務



日本における「アーツカウンシル」



(資料)太下義之(2017)『アーツ・カウンシル』水曜社ほか³

専門性の高い事業に関する執行と監督の分離

:アーツカウンシル(英國)の事例

- アーツカウンシル(芸術協議会)は、美術、演劇、音楽、文学などの団体あるいはプロジェクトに助成金を支給する公的機関
 - 文化・メディア・スポーツ省の傘下の独立組織
 - 主な資金は文化メディアスポーツ省と宝くじ基金から支給
 - その関係は一定の距離が置かれ、独立性が与えられている
 - アーツカウンシルは経済的援助を行うだけでなく、芸術教育、芸術経営、スポンサー探し、企業とのパートナーシップにおいて積極的に協力しているほか、専門的な立場から地方自治体と協力して、芸術活動の活発な実現に尽力
 - •1946年(昭和21年)に、J.M.ケインズが設立
- (資料)『平成18年版 文部科学白書』を元に太下作成



「アーツカウンシル」

◆二つの疑問

- ①なぜ経済学者のケインズが？
- ②なぜ1946年・第二次世界大戦の終了直後に？

国による文化芸術の支援の失敗事例：「焚書」と「退廃芸術」

- ナチス党によって、「非ドイツ的著作物の焚刑」が行われた。
- また、ドイツの社会や民族感情を害する近代美術や前衛芸術を「退廃芸術(Entartete Kunst)」とナチス党は名付け、それらの作品を制作する芸術家は芸術院や教職など公式な立場から追放された上に制作活動を禁じられた。



(資料)Wikimedia Commons

国による文化芸術の支援の望ましいあり方

「アームズ・レンジス(arm's length)の原則」

- 芸術と行政が一定の距離を保ち、(文化団体などが)援助を受けながら、しかも表現の自由と独立性を維持する、という理念
- 今日の英国においては、文化芸術団体に国から巨額の支援がなされているが、支援は国が直接するのではなく、専門家集団の公的な機関「アーツカウンシル」が支援
- いわゆる「政府はお金を出しても口は出さない」という考え方のこと。

国・地方自治体による文化芸術の支援の望ましいあり方



国・地方自治体



文化芸術



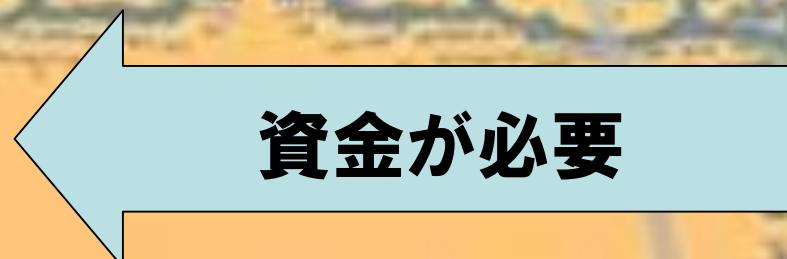
国・地方自治体による文化芸術の支援の望ましいあり方



国・地方自治体



文化芸術



資金が必要

国・地方自治体による文化芸術の支援の望ましいあり方



国・地方自治体

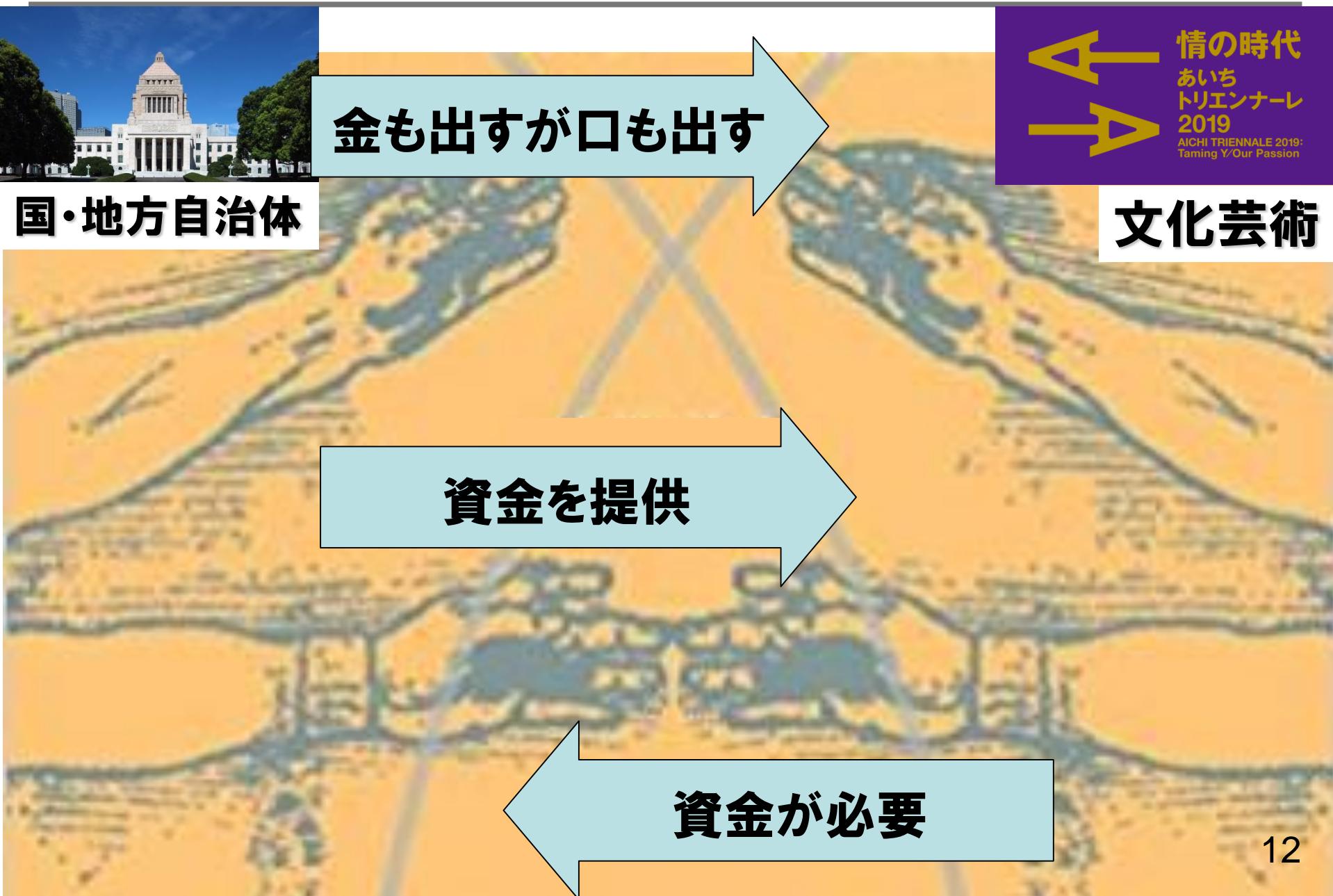


文化芸術

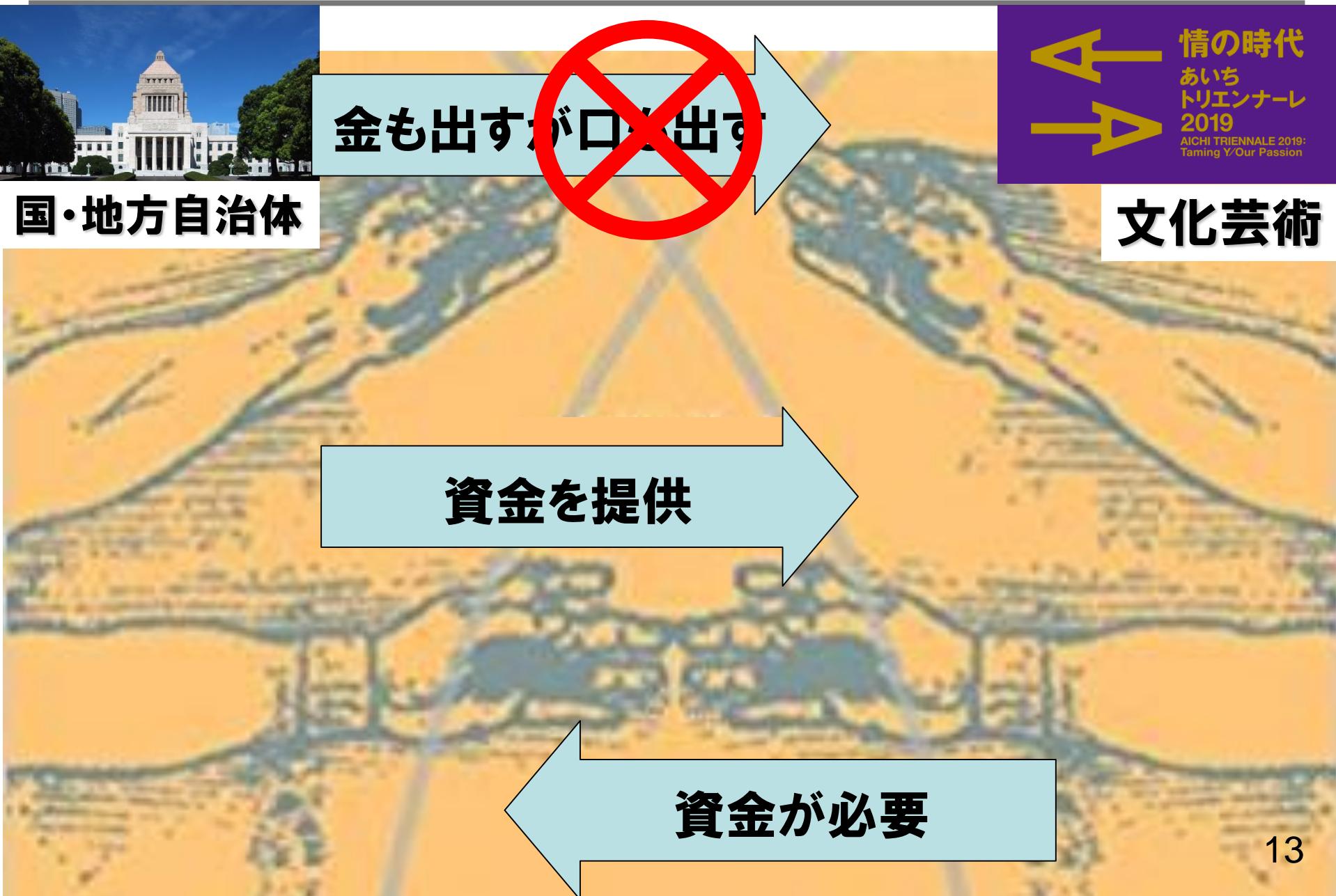
資金を提供

資金が必要

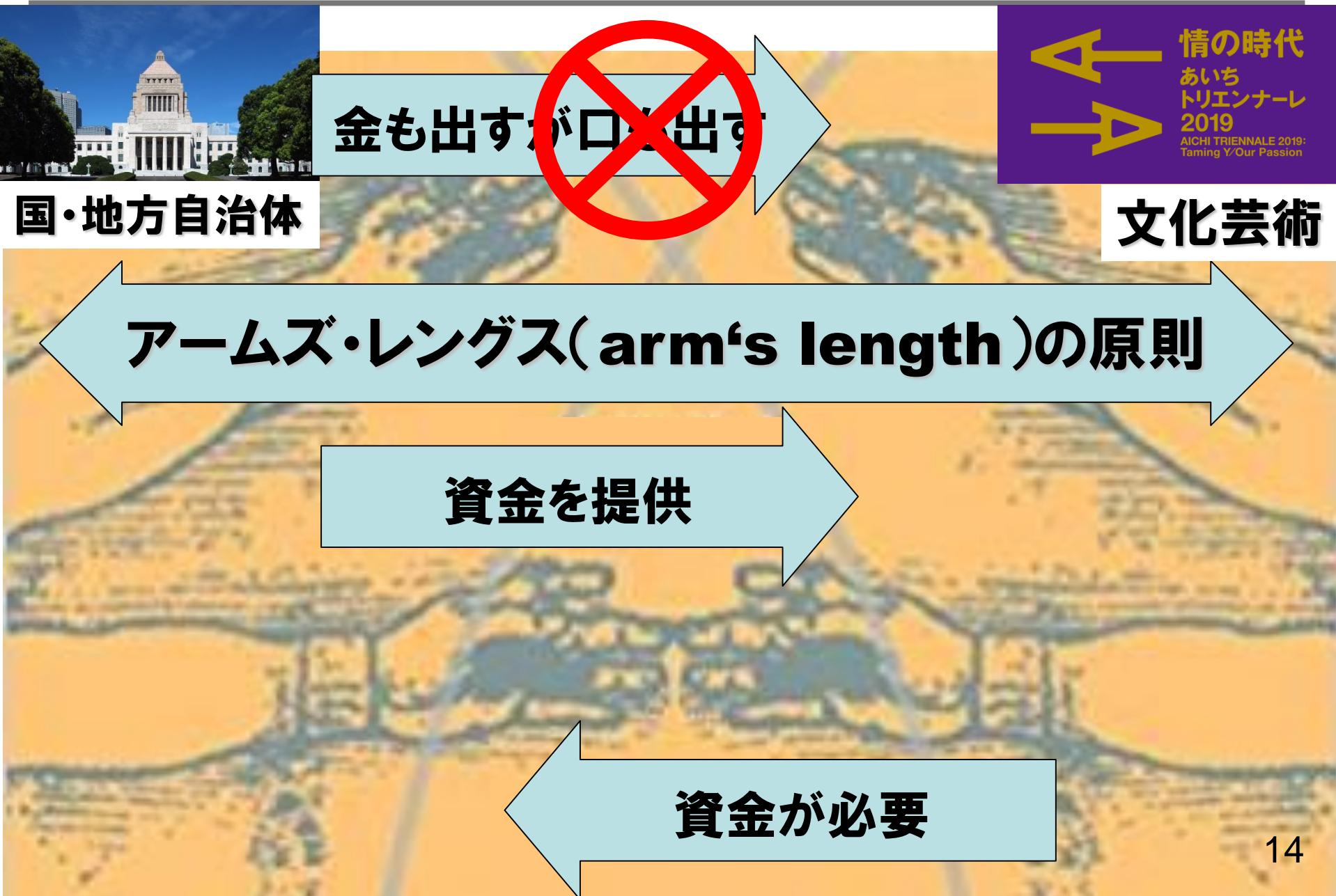
国・地方自治体による文化芸術の支援の望ましいあり方

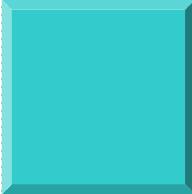


国・地方自治体による文化芸術の支援の望ましいあり方



国・地方自治体による文化芸術の支援の望ましいあり方





補足資料

「アームズ・レンジス」とは実は「政策」ではない

- Quinnは、英國における「アームズ・レンジスの原則」について、「政府とアーツカウンシルとの関係を正しく表現したものではなく、またこの表現が登場して以来、一度もそうであったことはない」(Quinn 1997,P128)と評価している。
- 結論として、アームズ・レンジスとは政策ではなく、まして、原理や原則という存在でもなく、あくまでも理想として、あるいは概ね便宜上の言い訳として存在してきたことが確認される。

「アームズ・レンゲス」と「アーツカウンシル」

- 日本の文化政策の文献においては、アーツカウンシルと「アームズ・レンゲスの原則」について、「アームズ・レンゲスの原則」を提唱し、芸術評議会(アーツ・カウンシル)という専門家による予算配分機関を設立したのは、J.M.ケインズである」と説明されている。
- このうち、「ケインズがアームズ・レンゲスを提唱」については事実と異なる。文化政策の分野で「アームズ・レンゲスの原則」という言葉が使用されるのは、(ケインズ死後の)1970年代後半から。